

化学物質管理

厳格かつ適正な自主管理を課しています。

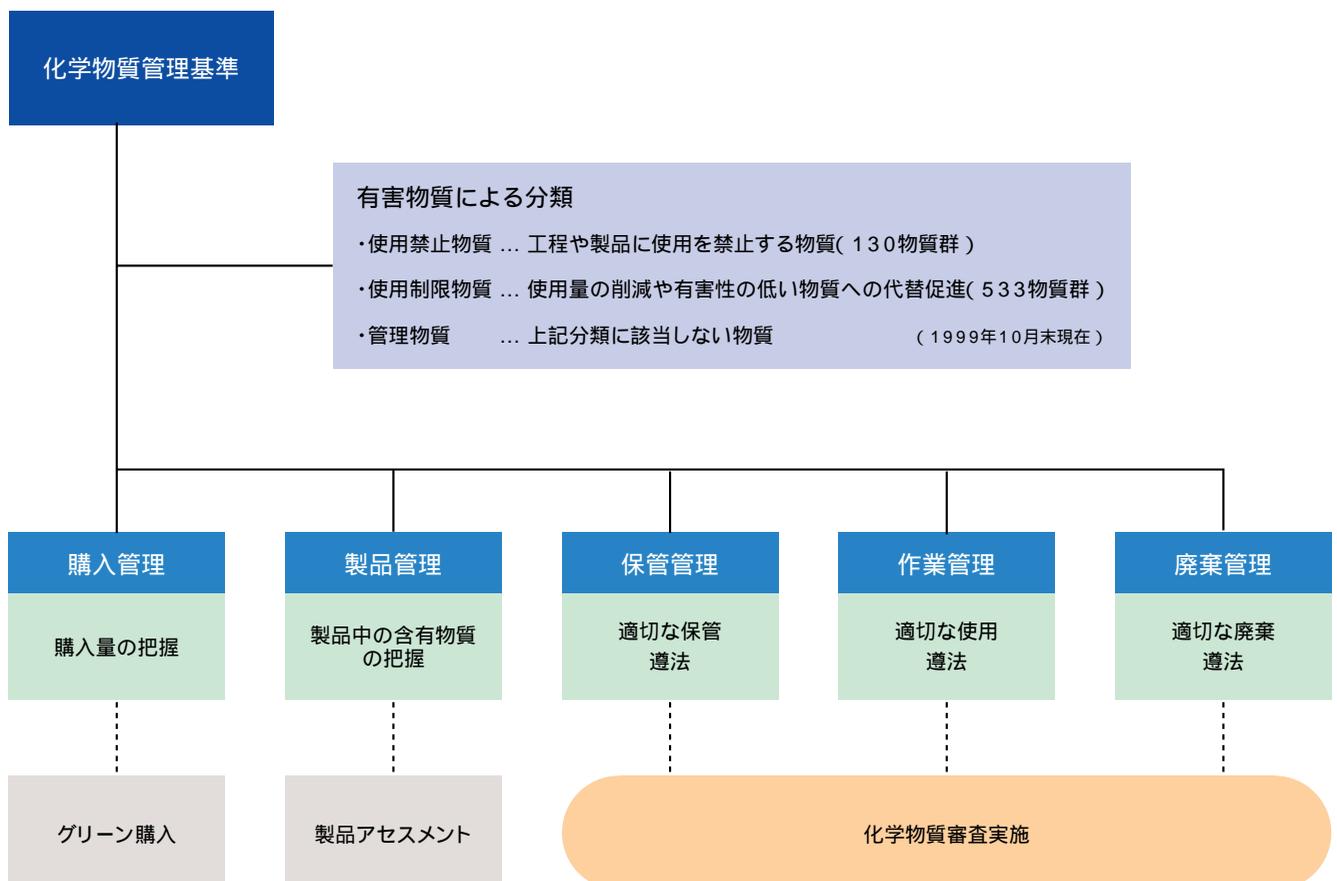
全社共通の化学物質管理基準を設定

従来、TDKでは各事業所単位で化学物質管理を行っていました。しかし、地球環境保全意識の高まりや職場の衛生管理の向上、あるいは未知数の有害性を持つ化学物質による環境汚染防止のための自主管理の重要性から、全社共通の化学物質管理基準が必要となってきました。そこで、1996年に化学物質管理についての共通の基準を定め、化学物質管理システムの運用を開始しました。このシステムは、化学物質を「使用禁止物質」「使用制限物質」「管理物質」の3種に分類するとともに、概念図に示された5つの管理を統合したものです。

従来は個別に管理されていた購入から使用、廃棄までを全社共通の基準で量的管理をするとともに、新製品の設計や開発初期の段階から生産工程を通じ、有害性の高い化学物質の使用を回避するための質的管理も取り入れています。さらに購入についてはグリーン購入、製品管理は製品アセスメントとの整合性を考慮して行っています。

なお、研究・開発の段階でやむを得ず使用禁止物質を使用する場合は、本社「安全環境室」による厳しい審査を義務づけており、万一の問題も発生しないよう、万全の管理体制で取り組んでいます。

化学物質管理システム概念図



塩素系有機溶剤への対策

TDKの分類で使用禁止物質に該当するトリクロロエチレンおよびテトラクロロエチレンは、化学物質管理システムの導入以前に一部の製造工場で使用されていましたが、1998年8月に全廃しました。塩化メチレンについても、

2001年3月に使用禁止物質に指定する予定であり、これに伴い全社で塩化メチレンの代替を進めています。さらに過去の塩素系有機溶剤の使用による土壌や地下水の汚染の有無についても調査を実施しました。

PRTR制度への取り組み

社団法人経済団体連合会を中心に全国規模で行われているPRTR調査への参加も、化学物質管理における自主的な取り組みの一つです。各事業所でPRTRに対応するためのシステム構築を進めており、1998年度分の調査では、調査対象となった環境汚染物質174物質群のうち20物質が報告対象義務となり、これらの排出・移動量を報告しました。

今後も継続してPRTRに取り組むとともに、これら物質の排出・移動量の削減を進めていきます。

また、1999年7月に成立した「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」についても、現在構築中のシステムを基本に対応を進めます。

PRTR(Pollutant Release and Transfer Registers):環境汚染物質排出・移動登録

